

令和6年能登半島地震(関弁連災害研修)

震災相談後方支援研修

～今、わたしたちにできること～

令和6年1月28日



熊本県弁護士会

災害対策委員会委員長

鹿瀬島 正剛

今日の研修の目的

「 **なんとかかなりそうじゃん！** 」

と誤信してもらおう。

研修を聴き終わったら

「 **被災者の皆さん！ 待っててね！** 」

という気持ちにさせる。

被災者相談はなんのために？ (究極の目的)

現在そして将来の **不安**の**軽減**

- ① 生命・身体
- ② 住居
- ③ 生業(暮らし)
- ④ コミュニティ
- ⑤ 忘れ去られること

相談で不安を**軽減**させる？
それって**難**しいんじゃない？

大丈夫です！

いつもやっていることと**同じ**です！！

相談者の声に耳を傾け
内容を整理し
解決の糸口を一緒に考える

相談者の不安（相談前）

① **言葉**が通じないかも？

（例） たかもりんかわんとこで、ひやくしょうばしよつとばってん。こんどんじしんで、うちはどぎゃんなかったばってん、なやがうっくずれたですたい。くにからぜにはでるとですか？

高森（町）の川の側で、農業をしているんですが、今回の地震で、自宅は無事だったんですが、納屋が崩れてしまいました。国からお金は出るんでしょうか？

相談者の不安（相談前）

② 場所（地名）が通じないかも？

（熊本地震） 全県で災害救助法も被災者生活再建支援法も適用

（能登半島地震）各県で、適用されている市町村と不適用の市町村が存在

→適用された市町村が分かる**色別地図**と**一覧表**を作成 【お土産資料】

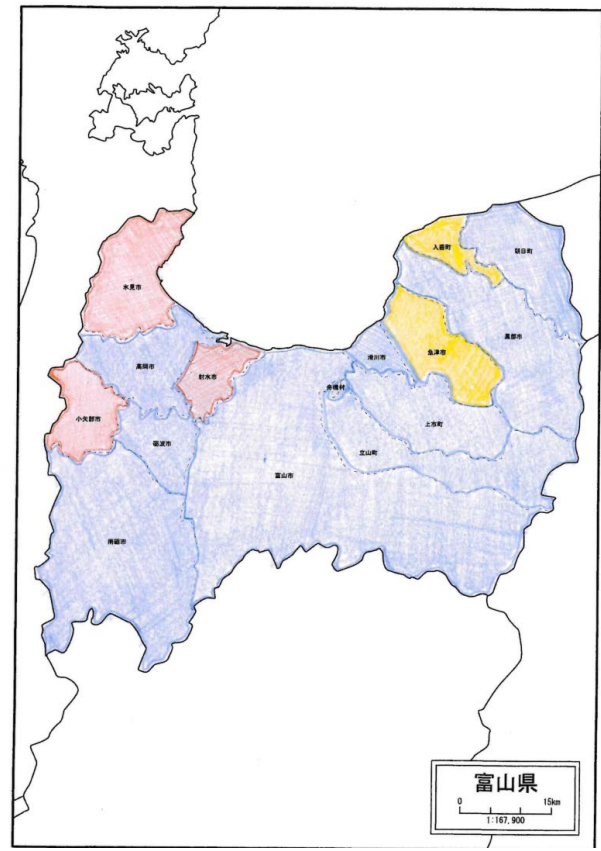
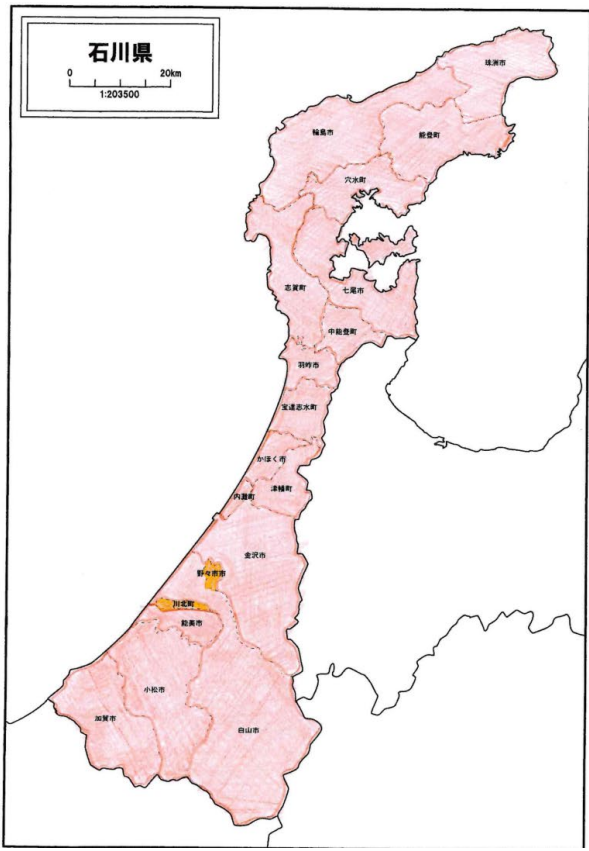
（赤） 災害救助法と被災者生活再建支援法の**両法**が適用

（青） 災害**救助**法のみ適用

（橙） 被災者生活再建**支援**法のみ適用

（黄） 両法とも適用**なし**

【お土産資料】 (適用色別地図と一覧表)



令和6年能登半島地震「災害救助法・被災者生活再建支援法」適用地域 1/27時点

No.	市町村	災害救助法		生活再建支援法		備考
		○	×	○	×	
1	金沢市	○	○	○	○	市町村により上乗せの場合あり 要確認
2	七尾市	○	○	○	○	
3	小松市	○	○	○	○	
4	輪島市	○	○	○	○	
5	珠洲市	○	○	○	○	
6	加賀市	○	○	○	○	
7	羽咋市	○	○	○	○	
8	かほく市	○	○	○	○	
9	白山市	○	○	○	○	
10	能美市	○	○	○	○	
11	津幡町	○	○	○	○	
12	内灘町	○	○	○	○	
13	志賀町	○	○	○	○	
14	宝達志水町	○	○	○	○	
15	中能登町	○	○	○	○	
16	穴水町	○	○	○	○	
17	能登町	○	○	○	○	
18	野々市市	×	○	○	○	
19	川北町	×	○	○	○	

No.	市町村	災害救助法		生活再建支援法		備考
		○	×	○	×	
1	氷見市	○	○	○	○	県独自で適用外の自治体にも同等の支援ある場合あり 要確認
2	小矢部市	○	○	○	○	
3	射水市	○	○	○	○	
4	富山市	○	×	○	×	
5	高岡市	○	×	○	×	
6	滑川市	○	×	○	×	
7	黒部市	○	×	○	×	
8	砺波市	○	×	○	×	
9	南砺市	○	×	○	×	
10	舟橋村	○	×	○	×	
11	上市町	○	×	○	×	
12	立山町	○	×	○	×	
13	朝日町	○	×	○	×	
14	魚津市	×	×	×	×	
15	入善町	×	×	×	×	

No.	市町村	災害救助法		生活再建支援法		備考
		○	×	○	×	
1	新潟市	○	○	○	○	上乗せ確認 市町村独自で同等の支援ある場合あり 要確認
2	長岡市	○	×	○	×	
3	三条市	○	×	○	×	
4	柏崎市	○	×	○	×	
5	加茂市	○	×	○	×	
6	見附市	○	×	○	×	
7	燕市	○	×	○	×	
8	糸魚川市	○	×	○	×	
9	妙高市	○	×	○	×	
10	五泉市	○	×	○	×	
11	上越市	○	×	○	×	
12	佐渡市	○	×	○	×	
13	南魚沼市	○	×	○	×	
14	出雲崎町	○	×	○	×	
	その他15市町村	×	×	×	×	

No.	市町村	災害救助法		生活再建支援法		備考
		○	×	○	×	
1	福井市	○	×	○	×	市町村独自の補助 要確認
2	坂井市	○	×	○	×	
3	あわら市	○	×	○	×	
	その他11市町村	×	×	×	×	

色分けしている意味は？（「ちら見」1）

- ① 「災害救助法」が適用（赤・青）
 - 「応急修理制度」を使える可能性。
 - 「仮設住宅」に入居できる可能性。
- ② 「被災者生活再建支援法」が適用（赤・橙）
 - 「被災者生活再建支援金」をもらえる可能性。

コレ持っときゃ**安心**グッズ

- ① 適用色別**地図**と**一覧表**【お土産資料】
- ② **永野海**弁護士作成資料「**ひさぽ**」
(瓦版1号2号・被災者支援カード等)
- ③ 法律相談Q & A (**一弁本**)
- ④ 「**ちら見**」メモ【お土産資料】

永野海弁護士作成資料「ひさぼ」 （能登半島地震支援情報瓦版）

能登半島地震 支援情報 瓦版 【被災後の生活再建のために】発行: No.1.3

※ 当該地域への災害救助法等の適用、その他の条件などによって、使える支援制度は異なります。
※ この瓦版の情報は2024年1月3日現在のものです。その後、変更が生じる可能性があります。



被災者支援カード (2種類あり)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部倒壊
り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。重い判定ほどたくさん支援を受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、再調査や二次調査の申請も可能なため、発行した自治体に相談して下さい。	り災証明書と使える支援制度の関係や、主な支援制度を簡単にまとめたカードがあるので、この瓦版右上のQRコードからDL(無料)を！				

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。詳しくは、「ひさぼ」の中の「被災者支援チェックリスト」で確認いただけますが、まずは、代表的な支援制度だけでもいくつかカード形式で確認しておきましょう。

各制度には、災害の種類、お住まいの自治体、所得などにより使えないものもありますし、発表が遅いものもあります。常に情報をチェックして、わからないときは自治体に相談を。

Q1 家族が今回の災害で、亡くなったり重傷を負ってしまったら？	自治体に申請する避難生活の死亡も災害関連死として相談して下さい	Q2 壊れた建物の解体費用や搬出費用の支援はありますか？	主に全壊した住宅等の解体、除去が公費負担になる制度	Q3 住宅の被害を受けた人への支援はありますか？	最大で300万円の支援金(後払)
Q4 住宅の被害を受けた人への支援はありますか？	被災者に対する支援金はありますか？	Q5 住宅の被害を受けた人への支援はありますか？	被災者に対する支援金はありますか？	Q6 住宅の被害を受けた人への支援はありますか？	被災者に対する支援金はありますか？

基礎的資金	加算資金
全壊・全壊準 100万円	被災者 200万円
大規模半壊 50万円	被災者 100万円
中規模半壊 50万円	被災者 50万円

※ 申請の際は、基礎的資金に加え、加算支援金の上記の各半額ももらえます

※ 県民世帯は4名のみの対象
※ 賃貸物件では借主が被災者
※ 半壊以上の家や、地震被害の家を解体すると、「解体世帯」として全壊と同じ支援金の可能性
※ 長期避難世帯の認定を受けた場合も全壊と同じ支援金に

リ・バース・モータージ
住宅金融支援機構は、60歳以上を対象にした住宅再建のための特別な貸付制度を掲げています。ポイントは次のとおり。

- 修理(補修)、建築、新たな住宅の購入などの費用の借入
- 毎月の返済は利息のみ、相当権設定が必要です。
- 元金は死亡時に、相続人の一括返済か、不動産の売却代金等で支払う。債務が残っても相続人に支払義務は生じない。

能登半島地震 支援情報 瓦版 第2号



【被災後の生活再建のために】 2024年1月20日発行号

※ お住まいの地域への災害救助法などの法律の適用や、その他の条件によって使える支援制度は異なります。また、発行後の情報変更にもご注意ください。
※ 瓦版2号は主に石川県で被災された方向けの情報です。

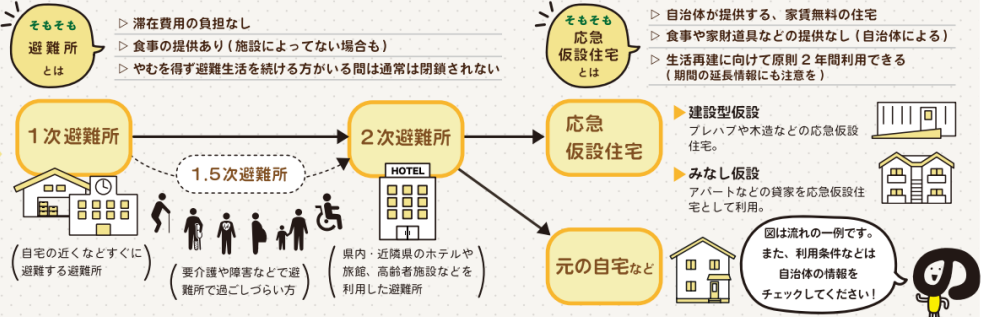
もっとくわしく↓

ひさぼ

被災者支援情報「ひさぼ」ページ

※ 瓦版第2号からは制作チームによる発行となりました。
制作・著作：能登半島地震瓦版制作チーム(NPO法人 YNF、NPO法人 ワンファミリー 仙台、井澤士永野海、一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会)

今後の避難生活の流れ(イメージ)



相談窓口

1 石川県 HP

1.5次避難 モータージ

- 輪島市(福祉課) 0768-23-1161
- 珠洲市(福祉課) 080-7392-7699 / 080-7110-6551
- 穴水町(住民福祉課) 0768-52-3650

● 能登町(健康福祉課) 0768-62-8514

● 七尾市(健康推進課) 0767-53-3624

● 志賀町(健康福祉課) 0767-32-9132

石川県の1.5次・2次避難 コールセンター

0120-266-755 (9時~18時 土日祝対応)

総務省きくみ石川 石川県で被災された方の災害専用相談ダイヤル

0120-776-110 (8時30分~17時15分)

石川県公式LINEで 避難者情報の登録をお願いします。

協力：特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム、JANPIA

永野海弁護士作成資料「ひさぽ」 (被災者支援カード)

被災者支援カード (おもて) 令和5年5月14日版

大切な9つの支援制度をカードで

被災者支援カード ©2021 弁護士永野海

被災された皆様へ
*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

窓 口 自治体 誰に

応急修理制度 (災害救助法)
大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円 (2023)
準半壊の世帯 34.3万円

窓 口 自治体 誰に

仮設住宅 (災害救助法)
原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能)
家賃無料 (光熱費は負担必要)

窓 口 自治体 誰に

災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)
借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

窓 口 自治体 誰に

基礎支援金 (被災者生活再建支援法)
①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊 50万円

窓 口 自治体 誰に

被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)
預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に預け、ローンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓 口 弁護士会 誰に

公費解体 (環境省の制度)
建物を無償で解体 (2階建かつ10m以下等の一定の事業所も対象になることも)

窓 口 自治体 誰に

加算支援金 (被災者生活再建支援法)
建設・購入で 200万円
修理で 100万円
民間借入へ 50万円
*中規模半壊は上の半額

窓 口 自治体 誰に

災害復興住宅融資 (高齢者返済特例も)
建設・購入 半壊以上の入居者の融資 一部損壊以上の入居者

窓 口 住宅金融支援機構 誰に

雑損控除 (医療費控除に類似)
所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が減免になる

窓 口 自治体 誰に

雑損控除 (医療費控除に類似)
所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が減免になる

窓 口 自治体 誰に

雑損控除 (医療費控除に類似)
所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が減免になる

被災者支援カード (うら) 2023年5月6日版

あなたの被災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野海

■: 原則災害救助法の適用必要
■: 被災者生活再建支援法の適用必要
■: 当該制度の適用や実施が必要

被災直後 (無理しないで)	住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金		その他の支援								
	専門家相談 ・ボランティア	自治体による 土砂撤去	火災・地震・危険 の確保	応急仮設住宅 (応急修理制度) △	公費解体 (無償) △	災害公営住宅 △	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	基礎支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金補助金	社会福祉協議会 の貸付	資金貸付 災害復興 住宅融資	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
一部損壊 (床下浸水も)	困りやすい迅速な対応を相談して下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3万円						人的・住宅被害に応じて、複数回の配分も	避難生活中の災害関連死の場合にも支給! ※5	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除 (確定申告必要)	その他の支援制度は左下のQRコードから
準半壊				70.6万円	△	△							最大350万円						
半壊				70.6万円	△	△													
中規模半壊				70.6万円	△	△													
大規模半壊				70.6万円	△	△													
半壊など + 建物解体				70.6万円	△	△													
全壊 (長期避難世帯)※1				70.6万円	△	△													

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
 ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
 ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
 ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方が入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
 ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円、重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
 ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。

内閣府防災のHP

「災害法律相談Q&A」 (第一東京弁護士会)2/29まで無料公開

『災害法律相談Q & A』期間限定無料公開

1月 15日, 2024 勁草書房編集部

♡ 6



進化する災害法務、東日本大震災以来蓄積されてきた実務的知見の到達点を示す。最新の裁判例、情報、実務ノウハウを盛り込んで詳説。
第一東京弁護士会創立100周年記念出版。

このたびの能登半島地震で被災された皆様および関係する方々へ心よりお見舞い申し上げます。

現在、被災地で書籍へのアクセスが難しい方々の生活再建のお役に立てればと、著作権者の第一東京弁護士会のご了解をえて、『災害法律相談Q&A』（2023年3月刊行）を期間限定で

「PDF公開」いたします【2024年2月29日まで】。ご活用いただければ幸いです。【編集部】

「相隣関係」の相談

- ・隣家のブロック塀が、自分の敷地に**倒れそう**で困っている。
→所有権に基づく**妨害予防**請求可。自力保全後に費用請求可。
- ・隣家のブロック塀が、自分の敷地に**倒れて**、車が傷ついた。
→所有権に基づく**妨害排除**請求可。自力撤去後に費用請求可。
→被害車両についての**損害賠償**請求。

(所有者の**工作物責任** VS **不可抗力**)

工作物責任 VS 不可抗力 (「ちら見」2)

(古い基準)

→ 「 **震度5・震度6基準** 」 (仙台地判昭和56. 5. 8)

(東日本大震災後の基準)

→ 「 当該ブロック塀が、その当時発生することが予想された地震動に耐える安全性を有していたか否かを **個別具体的に** 検討 」

→ **まず**は、**建築基準法**等の規制法の規制が守られていたか？

→ 守られていた場合に、次に「予想された地震動」が問題となる。

→ 災害後に**放置**した結果の場合、不可抗力が認められにくくなる。

熊本での事件(新聞資料)

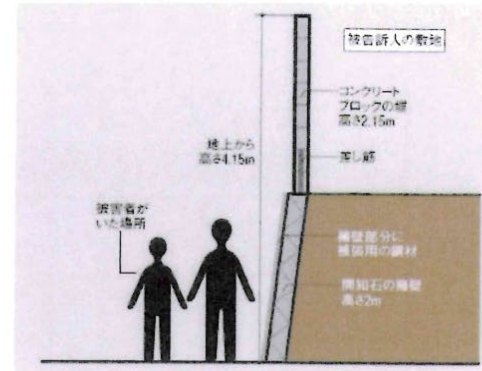
ブロック塀倒壊、熊本地震の死亡事故では '00万円の賠償請求も

れる所有者の責任、危険性はなぜ見落とされるのか



2016年4月に発生した熊本地震の前津で倒壊したブロック塀。下敷きになった男性(当時29歳)が亡くなり、女性(当時57歳)が足を骨折して今日も歩行困難が続いている(写真:放送局の写真が提供)
[図説のクリックで拡大表示]

学途中の小学4年生の女儿が命を落とした、大阪北部地震でのコンクリートブロック塀倒壊事故。ブロック塀は建築基準法を守るべき工作物だ。大阪府高槻市は6月に記者会見を開き、市立寿永小学校で発生したこの事故の原因について、「建築基準法に適合していなかった」と説明した。倒れたブロック塀の下敷きになる事、大地震のたびに繰り返されている。2016年4月の熊本地震でも同様のケース傷者が出た。この事故の遺族らは、ブロック塀の所有者を相手取り、総額6789万円の損害賠償を求める民事訴訟を起こしている。



ブロック塀の設置状況を示した図。約2mの粗積ブロックの上に、約2.15mのブロック塀が積み重なっていた(図:日経ホームビルダー)
[図説のクリックで拡大表示]

この事故では、現場の隣地に暮らしていた女性(当時57歳、B氏)も被害者となった。倒れたブロック塀に足を潰されたまま、3時間も救助を待ったという。左大腿骨や左脛骨などを骨折し、今日も障害が残るB氏は、常に杖を必要とする生活を強いられている。B氏の親族は「(ブロック塀の所有者である)医療機関の理事長からは何の連絡も、謝罪もなかった」と憤る。

A氏の母親とB氏はそれぞれ、ブロック塀所有者を過失致死罪と過失致傷罪で17年10月に刑事告訴、同年11月20日に御船警察署が受理した。捜査では、被告となる所有者がブロック塀が倒壊する危険性を認識していたか焦点になっているという。遺族らが民事訴訟を起こしたのは18年3月。ブロック塀に瑕疵があったとして所有者に対し、A氏の母親に慰謝料など4184万円、B氏には治療関係費など2604万円の支払いを求めた。

原告側の弁護士を務める今村一彦弁護士は、「民事訴訟では『通常備えるべき安全性の有無』を問う」と説明する。捜査の焦点はブロック塀所有者の認識だが、民事訴訟ではより建築的な側面に踏み込んだ内容が議論されることになる。6月20日には熊本地方裁判所で1回目の口頭弁論があった。

「罹災証明書」の相談（「ちら見」3）

— 赤紙でも全壊とは限らない —

＜応急危険度判定＞

（目的）二次被害の防止

自宅が無傷でも隣家が倒壊しそうなら「赤紙」もあり。



応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆応急的に修繕する場合には専門家に相談下さい

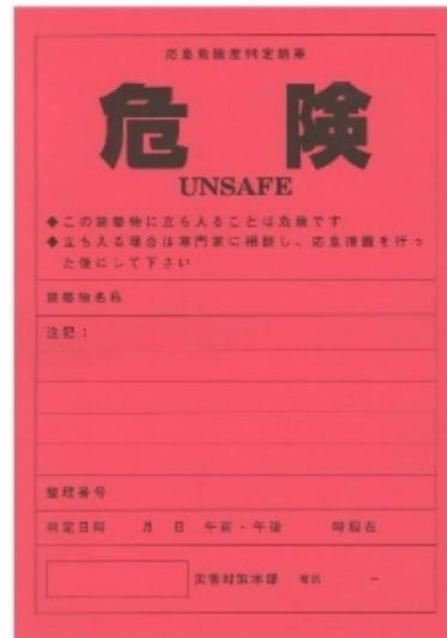
建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時刻迄

災害対策本部 電話



応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急修繕を行った後にして下さい

建築物名称

注記：

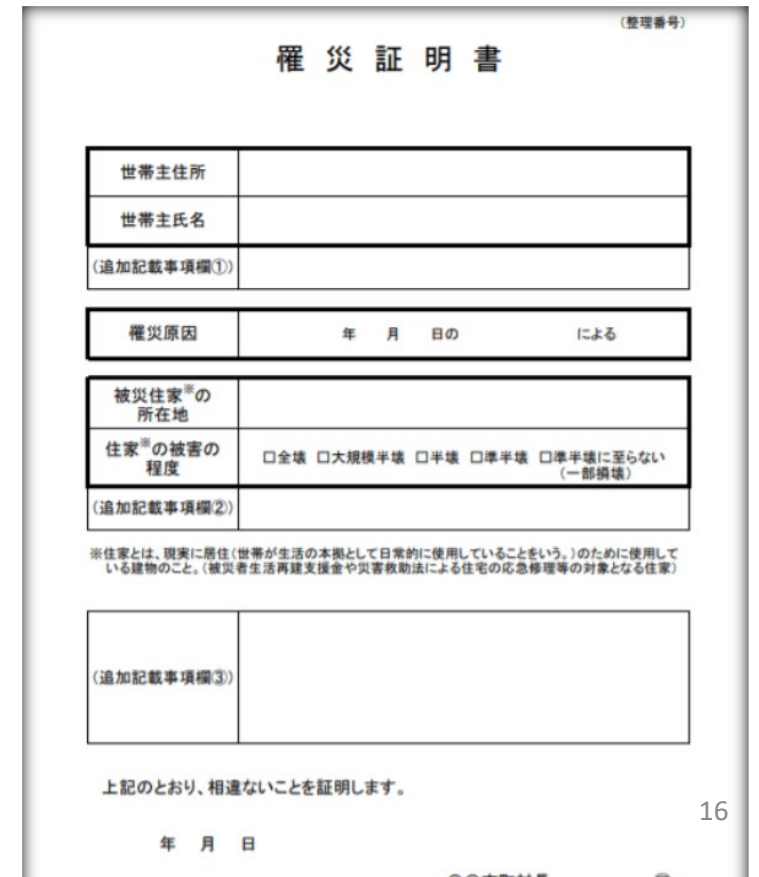
整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時刻迄

災害対策本部 電話

＜罹災証明書＞

（目的）住家の被害の程度を証明



(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修繕等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

「罹災証明書」の相談(「ちら見」3)

一納得いくまで何度でも再調査を一

<被害認定フロー(地震による被害 木造・プレハブ)>



<被害認定フロー(液状化等の地盤被害による被害)>



「罹災証明書」の相談(「ちら見」3)

- 「**住家**」の被災判定
…「**罹災**証明書」
- 「住家**以外**」(小屋・事業所・納屋等)の被災判定
…「**被災**証明書」※名称は自治体により異なる
- ◎壊れた「建物」**全ての証明書**をもらっておく
→「公費解体」の対象となり得るから

「応急修理制度」の相談(「ちら見」4)

- ① 被災者が**修理代金**をもらえる制度ではない！
→被災者は、修理をしてもらい、代金は、自治体が業者に直接払う(現物支給の原則)
※修理をする前、遅くとも修理代金を払う前に自治体に相談必要。
- ② 修理の**対象箇所**が**限定**されている！
→屋根・壁・床・台所・トイレ・浴室等日常生活に不可欠な部分
※修理する前に対象となるかを自治体に確認すべし
- ③ 「**仮設住宅**」に**入れなくなる**！(入居が制限される)
→住める家になったんだから、仮設に入る必要ないでしょ！という理屈
※応急修理制度を利用するかは慎重に判断すべし
- ④ 「**公費解体**」が**利用できなくなる**！
→住める家になったんだから、解体する必要ないでしょ！という理屈

「仮設住宅」の相談（「ちら見」5）

- ① 入居要件・・・「**半壊**」以上
- ② 「半壊」の場合、「**やむを得ず解体行う者**」という要件。
しかし、実際に解体する必要ない。
解体する「意思」があれば良い。
- ③ 入居期間・・・（原則）**2年**
しかし、大規模災害（特定非常災害）では、**延長**可能。

「公費解体」の相談(「ちら見」6)

- ① 「**半壊**」以上の「**建物**」
- ② 「**住家**」に限らない→「小屋」「事業所」「納屋」等も対象
- ③ 解体「**後**」に費用請求してもお金をもらえる。
※「応急修理制度」との大きな違い
- ④ (メリット) 解体したら、「全壊」扱いとなる(みなし全壊)
 - ◎ 「**仮設住宅**」に入居できる!
 - ◎ 「被災者生活再建**支援金**」を**満額**もらえる。
- ⑤ (デメリット)
 - × 「**思い出**」は戻らない
 - × 古い「**街並み**」も消える

「被災者生活再建支援金」の相談(「ちら見」7)

① 「賃借人」ももらえる！

→自分の建物が壊れたのじゃないので、もらえないと思っている人がいる。
※そこに住んでいないアパートの「大家さん」はもらえない。

② 「解体」したら「差額」のもらい忘れに注意！

(例)

- 「大規模半壊」だった→(基礎) **50万円** + (加算)
「解体」したら→(基礎) 100万円との **差額50万円** + (加算)
- 「中規模半壊」→(基礎) **0円** + (加算) (**半額**)
「解体」したら→(基礎) **100万円** + (加算) (**満額**)
- ◎ 「半壊」だった→支援金 **0円**
「解体」したら→(基礎) **100万円** + (加算)

「被災ローン減免制度」(被サロ)

自然災害債務整理 ガイドライン(GL)

不公表(取扱注意)

自然災害 債務整理ガイドラインの実務

熊本県弁護士会
自然災害債務整理ガイドライン
プロジェクトチーム [編著]



くまろっポン ©熊本県弁護士会

全倒ネット 実務Q&Aシリーズ

ガイドラインによる
個人債務整理の実務

Q&A 150問

全国倒産処理弁護士ネットワーク [編]

「経営者保証ガイドライン」「自然災害ガイドライン」
を活用した個人の再生・再チャレンジに向けた
債務整理手続の全場면을網羅。
待望の実務書

最新の法令・制度改正、各地の事例や運用を反映
最前線で活躍する弁護士が、実務で直面する事例・論点・課題をQ&A方式で解説

一般社団法人金融財政事情研究会

「被災ローン減免制度」の相談（「ちら見」8）

① 「住宅ローン」に限らない

※教育ローン・マイカーローン・事業者ローン・奨学金等

② 「被災地」に住んでいなくても 適用の可能性あり

→「災害救助法」が適用された「災害」に「起因」

※「岐阜県」に居住し、「金沢市」の会社で働いている。

会社が被災し、収入が減少した結果、既存ローンの支払困難

「被サロ」の対象債務者 に伝えて欲しい言葉

「最大債権者（**メインバンク**）から『**着手同意書**』をもらって、弁護士会に提出すれば、後は弁護士会がやってくれます！」

※「着手同意書」発行の依頼文【お土産資料】を相談者に渡すのがベスト

被災者にかけて欲しい言葉

△ **頑張らしましょう！**

○ **一緒に考えていきましょう！
また相談してくださいね！！**

「できるしこ」

できることを
無理せず
出来る範囲で



【必携】後方支援「ちら見」メモ

1 適用地域

- 災害救助法適用地域→「応急修理制度」使える・「仮設住宅」に入居可能。
- 被災者生活再建支援法適用地域→被災者生活再建「支援金」もらえる。

2 相隣関係

- 「不可抗力」の判断はケースバイケースなので、「震度7だと不可抗力(と思う)」と答えない方が良い。

- 合意できそうな案件は、「災害ADR」へ誘導する。

3 被災証明書

- 赤紙(応急危険度判定)でも「全壊」とは限らない。
- 判定に不服のある被災者については、被害認定の流れを説明し、不服があれば、「何度でも」「再調査(二次調査)」ができることを伝える。
- 住家以外の「建物」(小屋・事業所等)の判定(「被災証明書」)ももらうことを忘れないように(「公費解体」の対象となり得るから)。

4 応急修理制度

- 修理する「前」に自治体に相談(修理費は、自治体が直接業者に払う)。
- 自治体独自の乗せ補助があるか要確認。
- この制度を使うかどうかは慎重に！

(「仮設住宅(原則2年)」に入れなくなる)(「公費解体」を使えなくなる)

5 仮設住宅

- 震災証明書で「半壊」以上。
- 半壊の場合、解体を行う意思があれば。(実際に解体してなくてもOK)
- 入居期間は原則2年。延長の可能性あり。

6 公費解体

- 「半壊」以上の「建物」。「住家」に限らない。「小屋」「事業所」もOK。
- 解体してしまった「後」でも、申請すれば費用をもらえる。
- (メリット)①仮設住宅に入れる②被災者生活再建支援金を満額もらえる
- (デメリット)①思い出が消える②旧い街並みが消える

7 被災者生活再建支援金

- もらえるのは、壊れた家に住んでいた人。
 - 貸家に住んでいた賃借人 ×住んでない大家 ×空き家の所有者
 - 自治体独自の乗せ補助があるかを確認
 - 「解体」したら「全壊」になる(みなし全壊)
 - 「解体」したら基礎支援金の「差額」をもらいたい忘れないように！
- 例) 大規模半壊で解体 全壊100万円—大規模半壊50万円=50万円
半壊で解体 全壊100万円—半壊0円=100万円

8 被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)

- 災害救助法が適用された「災害」に起因(被災地に住んでなくてもOK)
- 例) 岐阜県在住。就業先(石川県)が被災し、ローン返済が困難となった者
- 対象は、住宅ローンに限らない(消費者ローン・学資ローン・奨学金等)
- 伝えて欲しい言葉

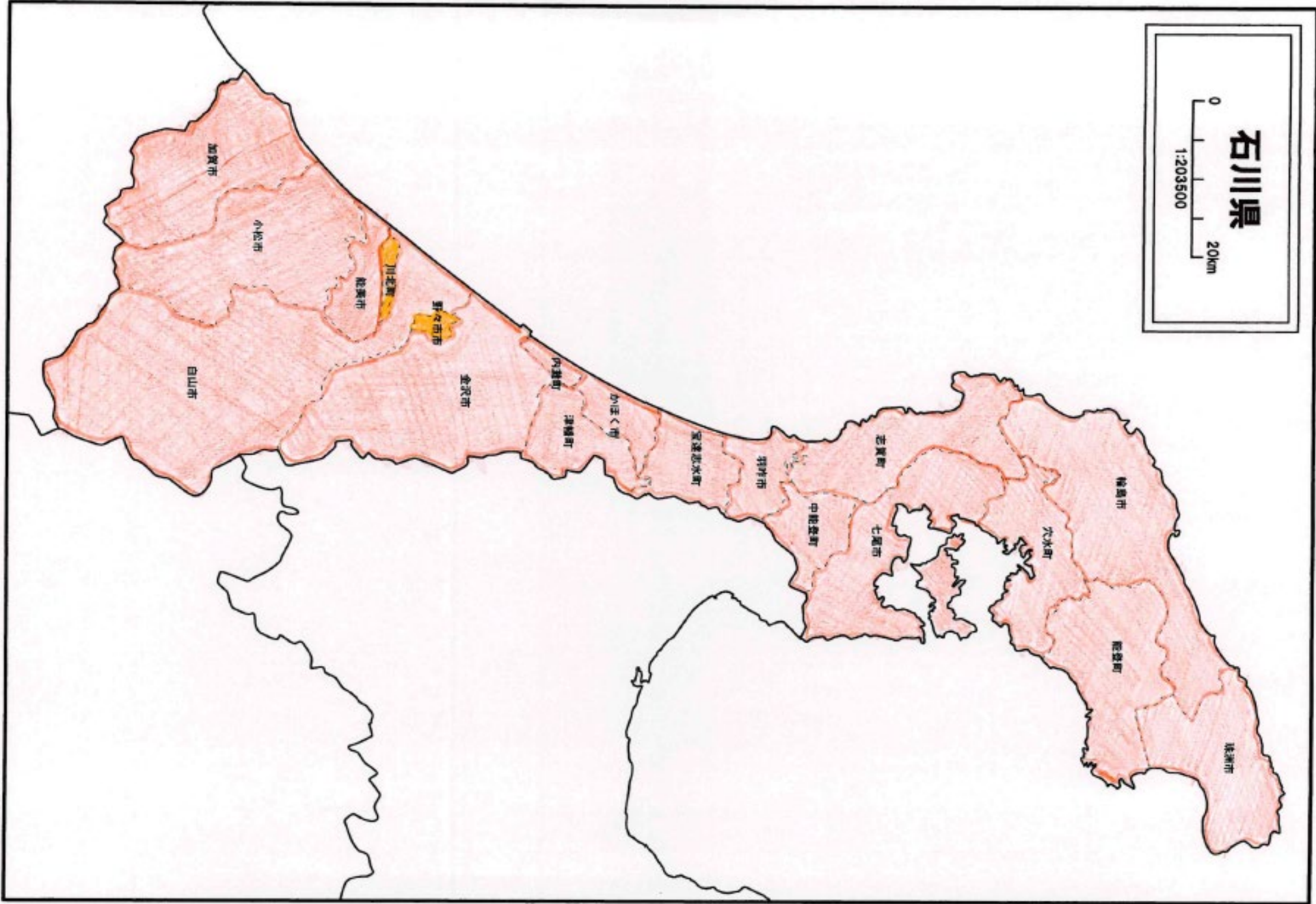
「最大債権者(メインバンク)から『着手同意書』をもらって、弁護士会に提出すれば、後は弁護士会がやってくれます！」

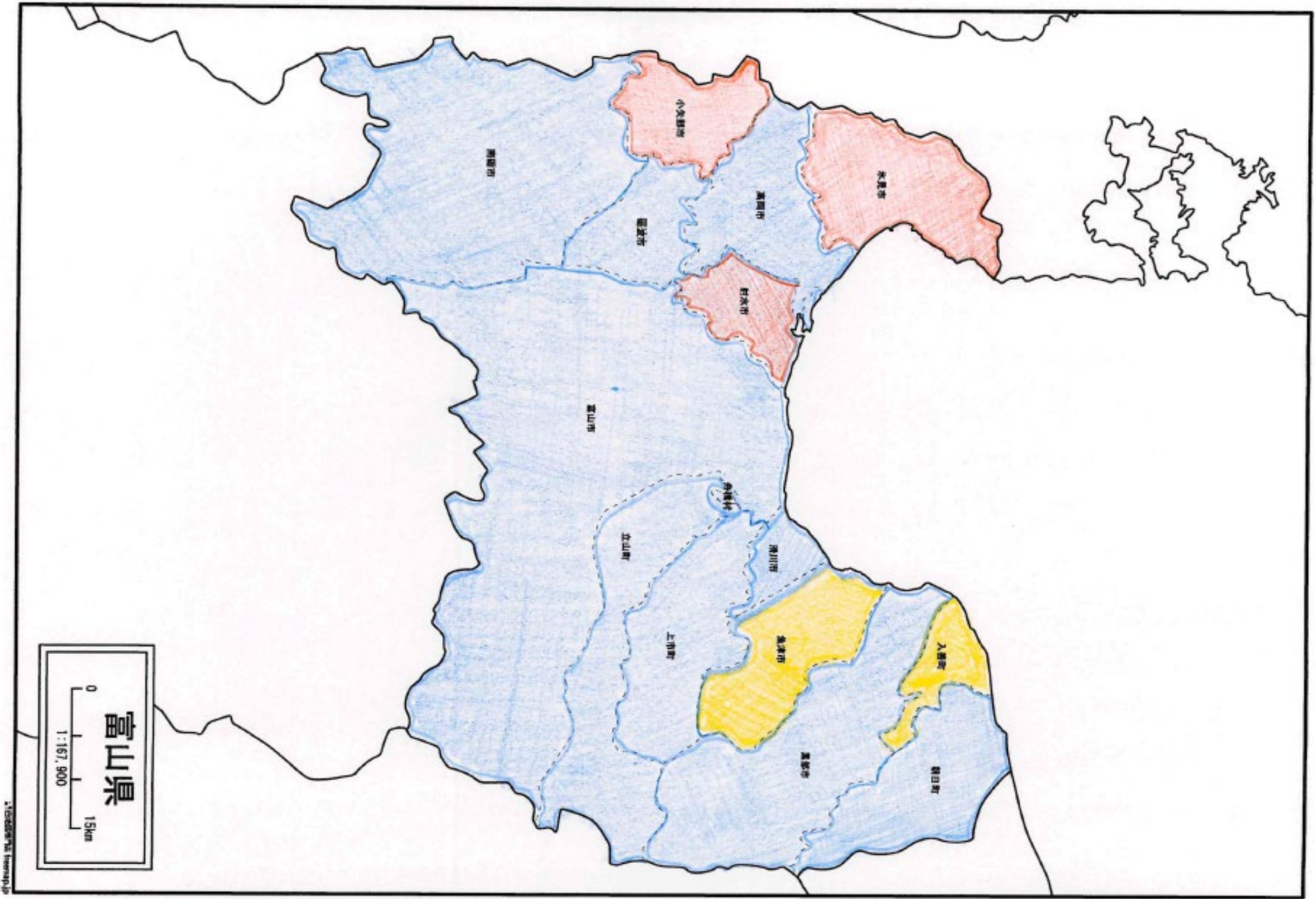
	災害救助法	生活再建支援法		要確認
		災害救助法	生活再建支援法	
石川県				
1	金沢市	○	○	市町村により上乗せの場合あり 要確認
2	七尾市	○	○	
3	小松市	○	○	
4	輪島市	○	○	
5	珠洲市	○	○	
6	加賀市	○	○	
7	羽咋市	○	○	
8	かほく市	○	○	
9	白山市	○	○	
10	能美市	○	○	
11	津幡町	○	○	
12	内灘町	○	○	
13	志賀町	○	○	
14	宝達志水町	○	○	
15	中能登町	○	○	
16	穴水町	○	○	
17	能登町	○	○	
18	野々市市	×	○	
19	川北町	×	○	

	災害救助法	生活再建支援法		要確認
		災害救助法	生活再建支援法	
富山県				
1	氷見市	○	○	県独自で適用外の自治体にも同等の支援ある場合あり 要確認
2	小矢部市	○	○	
3	射水市	○	○	
4	富山市	○	×	
5	高岡市	○	×	
6	滑川市	○	×	
7	黒部市	○	×	
8	砺波市	○	×	
9	南砺市	○	×	
10	舟橋村	○	×	
11	上市町	○	×	
12	立山町	○	×	
13	朝日町	○	×	
14	魚津市	×	×	
15	入善町	×	×	

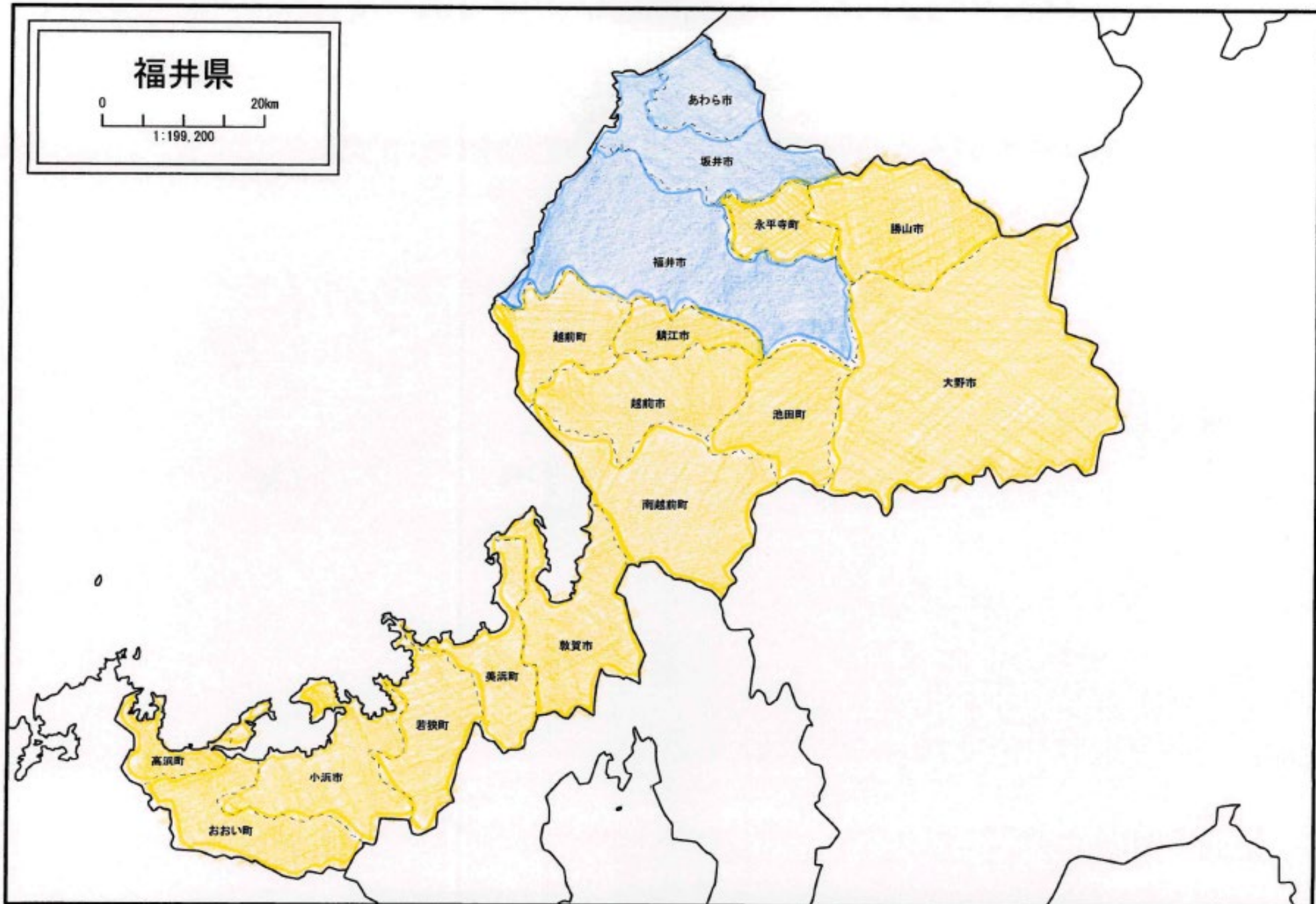
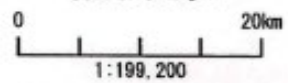
	災害救助法	生活再建支援法		要確認
		災害救助法	生活再建支援法	
新潟県				
1	新潟市	○	○	県市町村独自で同等の支援ある場合あり 要確認
2	長岡市	○	×	
3	三条市	○	×	
4	柏崎市	○	×	
5	加茂市	○	×	
6	見附市	○	×	
7	燕市	○	×	
8	糸魚川市	○	×	
9	妙高市	○	×	
10	五泉市	○	×	
11	上越市	○	×	
12	佐渡市	○	×	
13	南魚沼市	○	×	
14	出雲崎町	○	×	
	その他 15市町村	×	×	

	災害救助法	生活再建支援法		要確認
		災害救助法	生活再建支援法	
福井県				
1	福井市	○	×	県市町村独自の補助 要確認
2	坂井市	○	×	
3	あわら市	○	×	
	その他 11市町村	×	×	

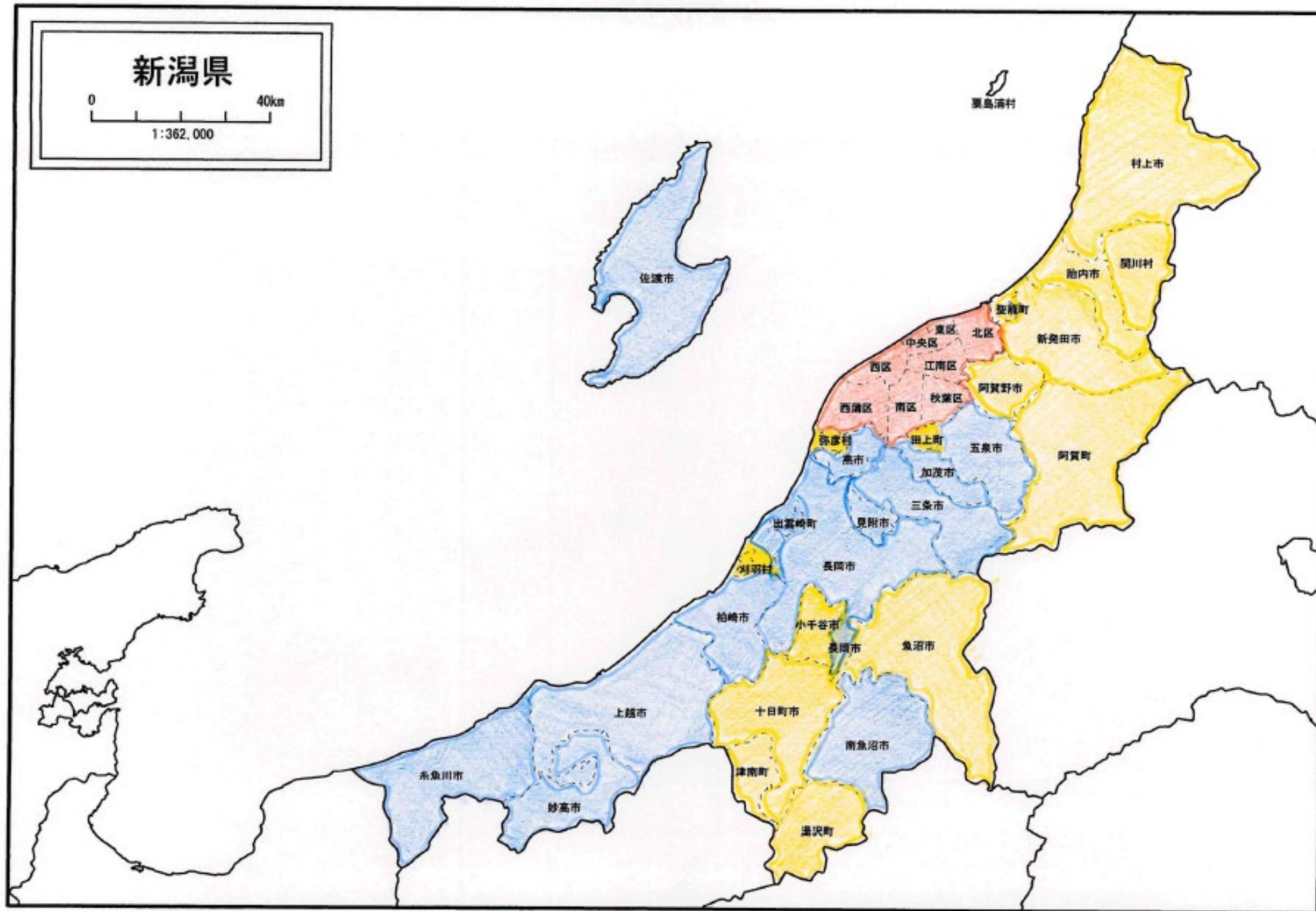
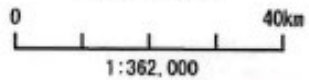




福井県

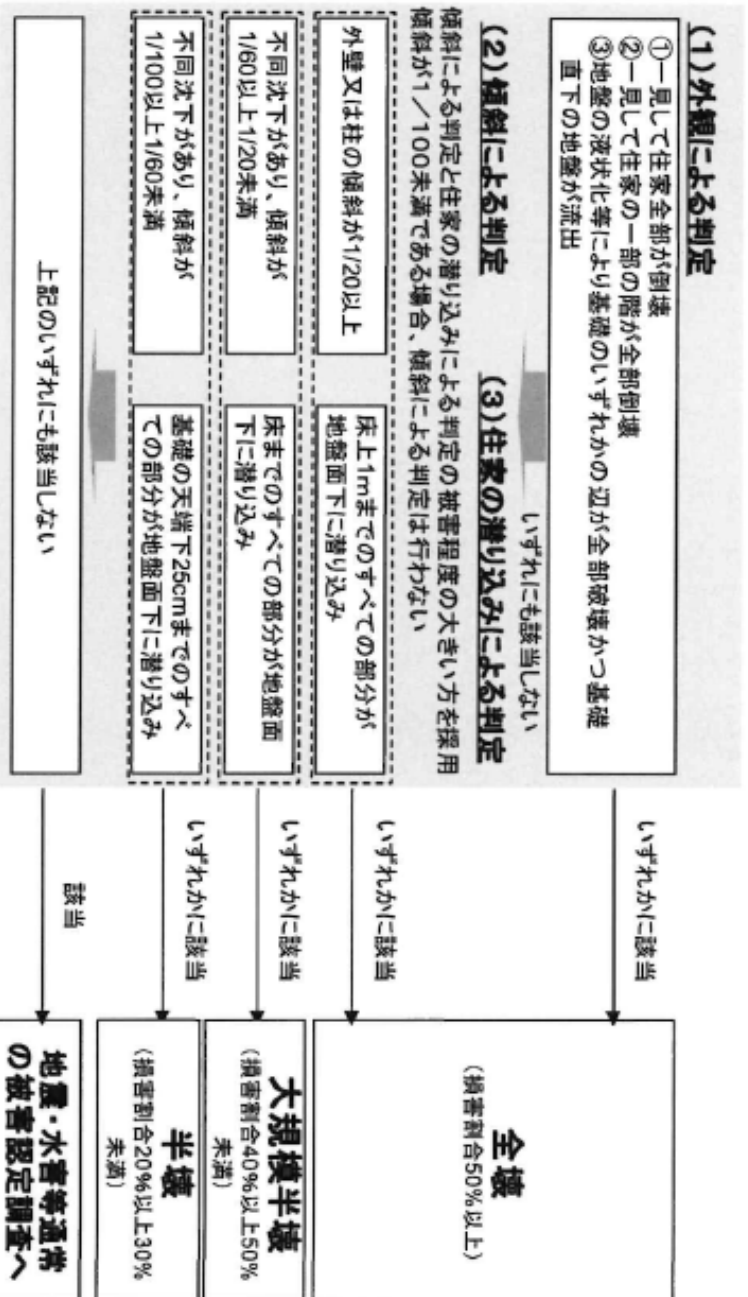


新潟県

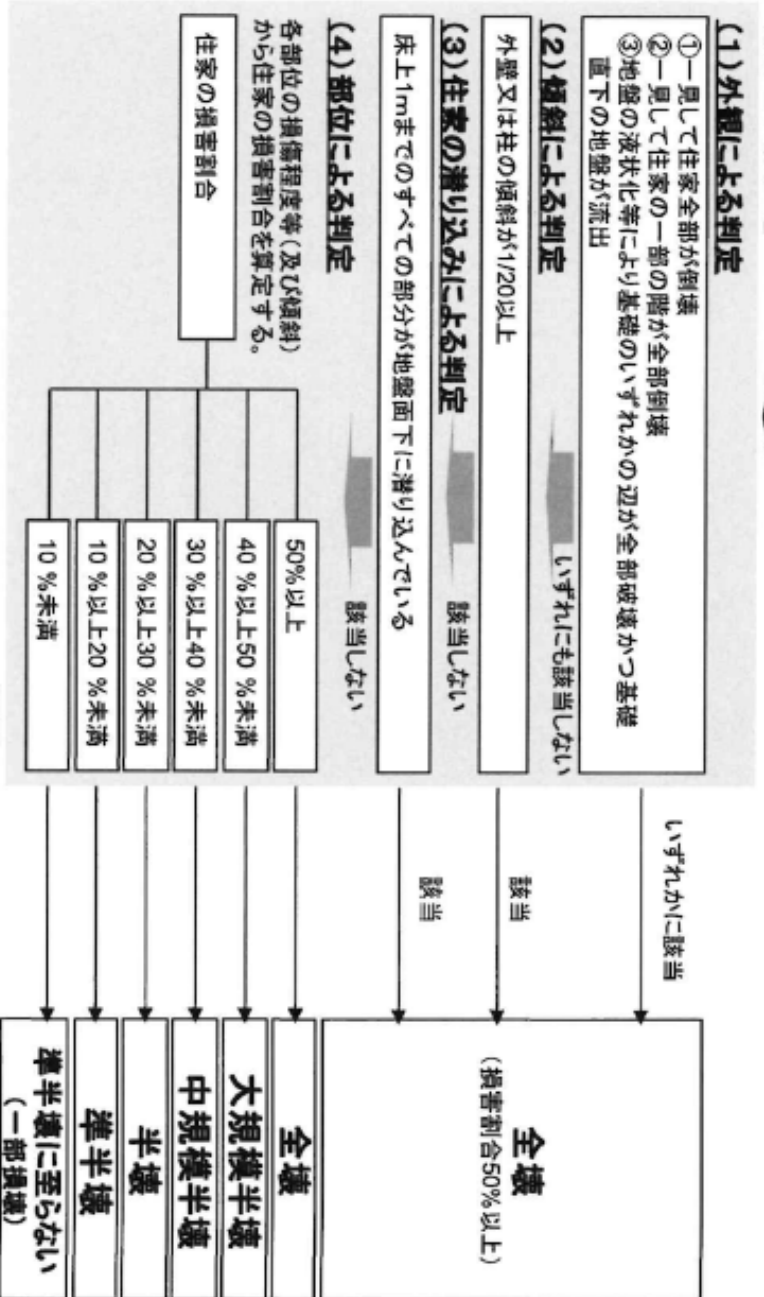


<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

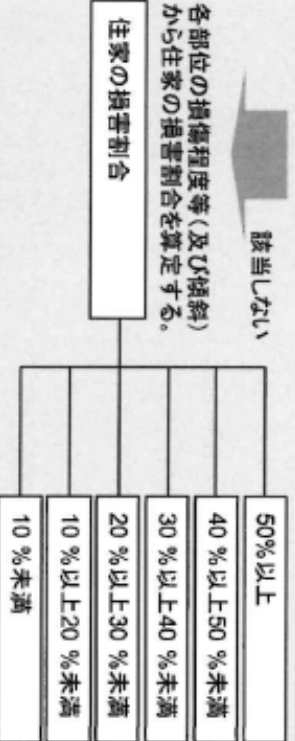
- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位^{*}による判定

基礎の損傷率が75%以上



全壊
(損害割合50%以上)

全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
準半壊に至らない
(一部損壊)

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】

(1) 外観による判定

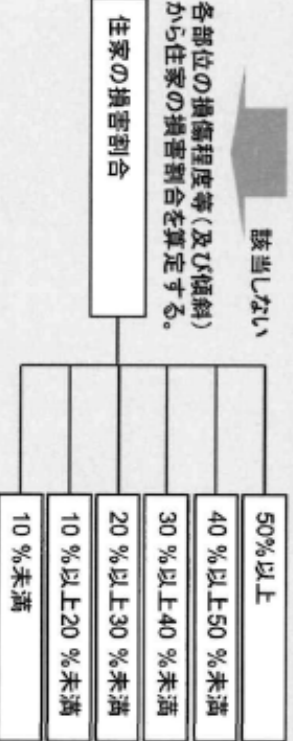
- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上



全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊
準半壊に至らない
(一部損壊)

被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

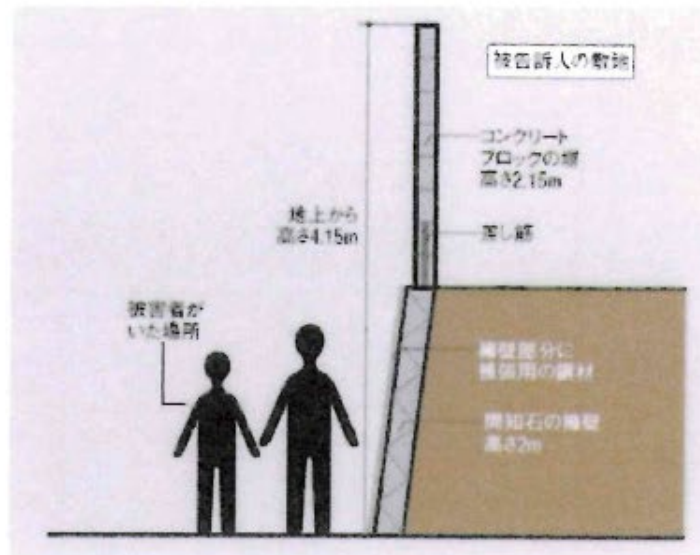
ブロック塀倒壊、熊本地震の死亡事故では '00万円の賠償請求も

れる所有者の責任、危険性はなぜ見落とされるのか



2016年4月に発生した熊本地震の前震で倒壊したブロック塀。下敷きになった男性（当時29歳）が亡くなり、女性（当時57歳）が足を骨折して今日も歩行困難が続いている（写真：被害者の関係者が提供）
【画像のクリックで拡大表示】

学途中の小学4年生の女兒が命を落とした、大阪北部地震でのコンクリートブロック塀倒壊事故。ブロック塀は建築基準法を守るべき工作物だ。大阪府高槻市は6月に記者会見を開き、市立寿永小学校で発生したこの事故の原因について、「建築基準法に適合していなかった」と説明した。倒れたブロック塀の下敷きになる事、大地震のたびに繰り返されている。2016年4月の熊本地震でも同様のケース傷者が出た。この事故の遺族らは、ブロック塀の所有者を相手取り、総額6789の損害賠償を求める民事訴訟を起こしている。



ブロック塀の設計状況を示した図。約2mの基礎ブロックの上に、約2.15mのブロック層が積んであった（図：日経ホームビルダー）
【画像のクリックで拡大表示】

この事故では、現場の隣地に暮らしていた女性（当時57歳、B氏）も被害者となった。倒れたブロック塀に足を潰されたまま、3時間も救助を待ったという。左大腿骨や左脛骨などを骨折し、今日も障害が残るB氏は、常に杖を必要とする生活を強いられている。B氏の親族は「（ブロック塀の所有者である）医療機関の理事長からは何の連絡も、謝罪もなかった」と憤る。

A氏の母親とB氏はそれぞれ、ブロック塀所有者を過失致死罪と過失致傷罪で17年10月に刑事告訴、同年11月20日に御船警察署が受理した。捜査では、被告訴人となる所有者がブロック塀が倒壊する危険性を認識していたか焦点になっているという。遺族らが民事訴訟を起こしたのは18年3月。ブロック塀に瑕疵があったとして所有者に対し、A氏の母親に慰謝料など4184万円、B氏には治療関係費など2604万円の支払いを求めた。

原告側の弁護士を務める今村一彦弁護士は、「民事訴訟では『通常備えるべき安全性の有無』を問う」と説明する。捜査の焦点はブロック塀所有者の認識だが、民事訴訟ではより建築的な側面に踏み込んだ内容が議論されることになる。6月20日には熊本地方裁判所で1回目の口頭弁論があった。

自然災害債務整理ガイドライン「着手同意書」発行のご依頼

御中

年 月 日

債務者氏名

住 所

連 絡 先

私は、貴社に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます。)の手續に着手することを申し出ますので、「ガイドラインに基づく手續に着手することへの同意書」を発行していただきたく、ご依頼いたします。

本ガイドラインによる債務整理を希望する債務者は、自己に対する債権の元金総額が最大である債権者(以下「主たる債権者」といいます。)に対して、本ガイドラインに基づく手續に着手することを申し出ることとされています。申出を受けた主たる債権者は、10 営業日以内に、手續に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととされております(本ガイドライン第 5 項(1))。また、主たる債権者は、「本ガイドライン第 3 項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない」(本ガイドライン第 5 項(1))とされています。

私は、本ガイドラインに基づいて、「ガイドラインに基づく手續に着手することへの同意書」の発行を貴社に依頼するものです。

貴社におかれましては、本ガイドラインをよくご確認いただき、速やかに、「ガイドラインに基づく手續に着手することへの同意書」をご発行いただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、債務整理を行った事実やその他の債務整理に関する情報を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととされています(本ガイドライン第 10 項(2))。貴社におかれましては、本ガイドラインの趣旨に鑑み、この依頼をもって、誤って信用情報登録機関に事故情報の報告、登録を行わないよう、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本依頼書は、●弁護士会の提供する書式を用いて作成したものです。

以上